

第2版はしがき

本書は、福岡県弁護士会消費者委員会所属の弁護士が、消費者問題に取り組む中で積み重ねた知見や実践的なノウハウを基に執筆したものであり、過去から現在までの重要な消費者関連法上の問題点を整理している。

個々の弁護士が悩みながら立ち向かってきた実践的な内容を中心としており、テーマごとに可能な限り内容証明郵便等のサンプルを添付することで、消費者問題に取り組む方々の一助となることを期待する次第である。

本書の改訂にあたり、近年の問題状況を踏まえて、あらためてテーマの選定を行い、送り付け商法や訪問購入などの項を被害類型別の中に新たに設ける、暗号資産（仮想通貨）の論点を整理するなど、時代とともに変遷する消費者を取り巻く問題状況について、十分なフォローができるよう心がけた。

このように、実践的な内容とすることを目的とした本書が、全国の消費者問題に取り組む方々の消費者被害の防止、被害救済の一助になれば、本書を企画・執筆した当委員会にとって、これに勝る喜びはない。

本書を活用することで、実際に消費者被害救済を達成すること、本書を前提とした関係者各位の日々の研鑽に役立つことを期待して、本書発刊の挨拶とする次第である。

令和5年12月

福岡県弁護士会消費者委員会

委員長 波多江愛子

第2版の刊行にあたって

本書は、法律実務家など消費者被害の救済に従事する多くの関係者から活用いただいている。本書補訂版の刊行から、早くも11年が経過し、読者のニーズを踏まえた内容の刷新が必要であるため、本書刊行に向けてテーマの洗い出しをすることから始まった。テーマとしての変更・集約等を検討し、第1編（被害類型別救済の実務）に7個、第2編（被害救済のための手続）に4個の項目を新たに設けることになった。

近年、消費者を取り巻く社会の変容は顕著であり、たとえば、一例として、被害の端緒として SNS 等インターネット上のやりとりが占める割合が増加しており、消費者被害救済のあり方として、弁護士としても難しい判断を強いられるケースが増えている。本書において、第2編に新たに設けた「交渉の相手方（決済手段の多様化）」の項は、これを象徴するものであり、キャッシュレス社会の中で、いかにして相手方を特定し、問題状況を明確化するかという点は、今後、消費者の適正かつ迅速なトラブル解決をめざすうえで重要なノウハウとなる可能性が高い。

さらに、本書の刊行準備にあたり、令和5年6月1日施行の改正消費者契約法の不当勧誘等による取消しなどの消費者保護規定の内容、同日施行の改正特定商取引法の契約書面の電子交付等の規律を織り込むなど、最新の法令改正の状況を踏まえ、読者が少しでも新しい法令や、これを前提とする実務的対応について触れることができるよう、編集委員会一同、内容の充実に努めてきた。法令改正の多い消費者事件の分野において、法令改正に関する研鑽に努めることの重要性をあらためて指摘したい。

本書が、引き続き、消費者被害の救済に取り組む方々に活用され、一人でも多くの消費者のトラブルが適正かつ迅速に解決されることを期待したい。最後になるが、民事法研究会編集部の南伸太郎氏には、本書補訂版の刊行に引き続き、今回も編集会議や校正作業などにおいて、多大なるご協力をいただいた。編集委員一同、深く感謝申し上げる次第である。

令和5年12月

「消費者事件実務マニュアル」編集委員会一同

補訂版の刊行にあたって

本書は、法律実務家など消費者被害の救済に従事する多くの関係者から活用いただいたようであり、今年に入ってから、出版社より「在庫がなくなりつつある」との連絡を受けた。初版の発刊直後から、数年後の改訂を予定はしていたものの、わずか1年足らずで改訂版を出すのは「早すぎる」という思いもあった。そのため、編集委員会としては、当初、形式的な面の訂正を行う増刷を予定していた。

しかし、投資被害をはじめとして、消費者をめぐる紛争事例は増加傾向にあり、公刊物にも多数の判例が掲載されるようになってきている。本書で取り扱ったテーマに関する最新判例をリストアップしたところ、60近い数に上った。その中には、更新料や敷引特約など敷金返還に関する最高裁判例、恋人商法に関する最高裁判例、預金差押えの支店特定に関する最高裁判例など、重要判例も相次いだ。

そこで、形式的な訂正にとどまらず、これら約60の最新判例をできる限り取り込むなど、内容面にも手を入れることとした。また、法律改正の面では、未公開株取引に対する規制強化を図った金融商品取引法改正があったため、これを取り込んだ。そのほか、初版の発刊後に刊行された文献や論文を追加するとともに、通知書等の書式の補正、字句等の修正を施した。このように、平成23年3月の初版刊行からわずか1年という短期間ではあったが実務上影響の大きい諸点についてだけでも補筆・補正を施す必要があったために、補訂版として刊行することにしたものである。

本書が、引き続き、消費者被害の救済に取り組む関係者に活用され、一人でも多くの消費者の適正迅速なトラブル解決に役立つことを祈りたい。最後になるが、民事法研究会の田口信義社長と編集部の南伸太郎氏には、今回も校正作業など多くのご協力をいただいた。深く感謝を申し上げる次第である。

平成24年6月

「消費者事件実務マニュアル」編集委員会一同

はしがき

本書は、福岡県弁護士会の消費者委員会が、日頃、消費者事件に立ち向かう中で培われた実務的な問題意識から編まれたものであり、極めて実践的な内容となっている。各テーマごとに内容証明、訴状等がサンプルとして掲げられているのは、その表れであり、本書の大きな特徴となっている。

また、事件類型ごとの解説とは別に、第2編には、保全・執行等の手続が解説されているが、これも、真の被害回復をめざすための実務的な問題意識から書かれており、その意味でも実践的なものといえよう。

さらに近時、特定商取引法、割賦販売法、商品先物取引法の大改正が行われたばかりであるが、改正法が適用される事件、旧法が適用される事件、それぞれに応じた対応策が示されているのも、参考になる。

このような実務的・実践的な内容をもつ本書が、全国の多くの弁護士が取り組んでいる消費者被害の防止回復の活動の一助になれば、われわれにとって、これに勝る喜びはない。本書を十分に活用され、消費者被害救済の成果を上げられることを期待する次第である。

平成23年3月

福岡県弁護士会消費者委員会

委員長 岡 小夜子

発刊にあたって

われわれが本書の発刊を企画したのは、平成21年の春であった。当時、福岡県弁護士会の消費者委員会では、主に若手会員を対象として消費者問題の勉強会を行っており、その際、過去に実際に使用した内容証明等を資料として参考に供していたが、それが好評であったことから着想を得て、本書の発刊を企画したのである。それゆえ、本書では、各項目ごとに内容証明、訴状等が付されており、これが、本書の特徴の一つであろう。副題に、「被害救済の実務と書式」と題されているゆえんである。

また、本書が企画されたのは、折しも、特定商取引法、割賦販売法の改正が行われて、施行を待っていた時期であり、改正法による事件の解決方法を示したいという思いがあった。ちょうど端境期であったため、旧法が適用される事件、改正法が適用される事件の双方への解説を行った。

さらに、商品先物取引法（旧商品取引所法）も平成21年に改正されて、平成23年1月1日に施行されたため、これを踏まえた内容とした。

そのほか、保全手続、強制執行手続等の解説にも意を注いだ。われわれが取り扱った弁護団事件や個々の事件において、加害者の財産隠匿や財産の散逸に悩まされた経験が多々あったことから、被害回復の実をあげるためには、これらの手続に精通することが重要であることを痛感していたからである。

本書は、上述のような発想から、福岡県弁護士会消費者委員会の有志により設立された「編集委員会」が、実務で問題となることが予測されるテーマを幅広く選定し、そのテーマに造詣の深い会員（ベテラン弁護士から若手弁護士まで多岐多彩にわたる）に執筆を依頼し、何度かの検討を経て出来上がったものである。もう少し早い時期での発刊を予定していたが、諸処の事情で遅れながらも、何とか上梓することができた。

また、本書では、できる限り多くの参考文献・裁判例を示すことを編集方針としていたが、発刊が遅れる間に、次々と新しい文献や裁判例が出たため、これらをチェックし、取り入れるのも労力のいる作業であった。このようにして出来上がった本書が、全国の弁護士や司法書士、消費生活相談員の消費者被害救済の取組みへの参考となり、消費者被害救済の一助を担えることに

発刊にあたって

なれば、われわれにとって、これに勝る喜びはない。

最後に、われわれの面倒な注文に応じて何回も改稿していただいた多くの執筆者の方々および本書の出版を快諾し、惜しみない協力をしてくださった民事法研究会・田口信義社長、編集部の中伸太郎氏に、深く御礼を申し上げます。

平成23年3月

「消費者事件実務マニュアル」編集委員会一同

第 1 編

被害類型別救済の実務

第1章 訪問販売・電話勧誘販売・ 訪問購入・送り付け商法

1 住宅リフォーム

1 住宅リフォーム被害の概要

(1) 住宅リフォームとは

住宅を快適に使い続けるためには、建築後一定期間が過ぎると適切な保守・管理が必要です。住宅リフォームとは、通常、かかる保守・管理のために必要な工事や設備の取付けのことをいいます（増改築、屋根・壁の改修、塗装、内装、床下・屋根裏補強、配水管などの工事や、床下換気扇、床下乾燥剤、しろあり駆除、浄水器、太陽熱温水器などの設備の取付け等）。

(2) 住宅リフォーム被害の特徴

住宅リフォーム被害は、虚偽の説明により不安をあおり、本当は必要でないのに、上記工事や設備の取付けをさせるものです。

住宅リフォーム被害の手口は、主に、次の①～④のような流れとなり、その結果として、不必要な工事や設備の取付けのために、高額な工事料金や高額なクレジット契約の負担を負わされることとなります。

- ① 突然訪問し「近くに来たので〇〇の点検を……」「この地区の特別キャンペーン中です……」「近所で工事を始めるため、ご迷惑をおかけするのでご挨拶に……」等を口実にリフォームを持ちかける
- ② 強引に屋根裏や床下に潜り点検（するふり）をした後、「屋根から雨がにじみ出ている」「床下が湿っている」「基礎に亀裂が入り、今度地震がきたらもたない」等、不安をあおって工事等の必要性を強調する
- ③ その場で見積もりをして、その日のうちに契約を迫る
- ④ 工事中にも、不必要な工事をあたかも必要であるかのように次々と持

ち出して追加の契約を迫ったり、同業他社が何度も訪れ、別の工事の契約を次々と迫ったりする

近年では、「点検商法」「保険金請求サポート／申請代行」といった住宅リフォーム被害が増加しています。点検商法や保険金請求も、基本的には①～④の流れで行われるため、住宅リフォーム被害の一種です。

点検商法は、悪質な業者が水道等の「点検」を口実にする点に特徴があり、保険金請求は、地震保険・火災保険を使って無料で修理できる旨の勧誘を行う点に特徴があります。後者においては、修理をキャンセルした場合の違約金や保険申請サポート費用等の名目で多額の費用を請求されたという被害も報告されています。

それぞれにつき、国民生活センターによる注意喚起（「訪問販売によるリフォーム工事・点検商法（令和5年9月1日）〈https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/reformtenken.html〉、「保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意！」（令和3年9月2日）〈https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902_2.html〉）や、公表資料（『大雪で歪んだ』などと自宅の不具合を指摘して不安をあおる『点検商法』』（平成30年3月1日）〈https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20180301_1.pdf〉）の藤島茂夫一級建築士による別添資料「リフォーム工事心得～悪質な業者に騙されないために」も参考になります。

2 適用法令

(1) リフォーム業者への対応

(ア) 消費者契約法に基づく対応

住宅リフォーム被害においては、工事の必要性・相当性につき、事実と異なる説明がされているケースが多く（たとえば、その場合には、重要事項（消契法4条5項3号）に関する不実告知を理由に）、同項1号による取消しが可能です。

(イ) 特定商取引法に基づく対応

住宅リフォーム被害の事案は、そのほとんどが、自宅への訪問によりその場で契約を締結させられるため、特定商取引法上の「訪問販売」に該当します（なお、「保険金請求」の事案においては、インターネット上の問合せフォーム

などで氏名・住所・連絡先・証券番号などの必要事項を記載させたうえで、事業者が消費者に電話をかけ、勧誘を行い、別途郵便等で契約書のやりとりを行うケースがみられ、この場合は、特定商取引法上の「電話勧誘販売」に該当する余地があります。

したがって、特定商取引法に基づくクーリング・オフ（特商法9条1項・24条1項）や取消し（特商法9条の3第1項1号・24条の3第1項1号）が可能です。また、次々と高額な工事契約を結ばされた場合には、過量販売（役務提供）解除権の主張も可能です（特商法9条の2第1項・24条の2第1項）。

なお、特定商取引法通達では、以下の点が明らかにされています。すなわち、申込み時・契約時の書面交付義務（特商法4条・5条）について、たとえば、「床下工事一式」「床下耐震工事一式」とのみ記載することは同義務違反に該当します。また、たとえば、事実と反して、使用する耐震補強金具が高性能なものであると告げることや、「ウチは材料の質も、仕事の質も他の業者と違う」と告げることは特定商取引法6条1項1号（「商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容」）に関する不実告知に該当し、事実と反して、「床下が腐っていてこのままでは家が倒れてしまう。床下換気扇の設置が必要だ」「屋根が一部壊れている。このままにしておくと雨漏りをする」などと告げる行為は特定商取引法6条1項6号（「顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項」）に関する不実告知に該当する可能性があります。

このほかにも、特定商取引法26条6項1号の適用除外（いわゆる「請求訪問」）は、消費者が契約の申込みまたは締結をする意思をあらかじめ有し、その住居において当該契約の申込みまたは締結を行いたい旨の明確な意思表示をした場合に該当するとしううえで、①単なる問合せ・見積りのみを目的として訪問を依頼した場合、②消費者が台所の水漏れの修理を要請し、その修理のために販売業者等が来訪した際に、台所のリフォームを勧誘された場合、③販売業者等が広告等で安価な価格のみを表示しており、これに基づいて消費者が訪問を依頼したところ、広告等での表示額と実際の請求額に相当の開きがあった場合などは、これに該当しないと指摘されている点は参考になります。

さらに、住宅リフォームに係る過量販売規制に関する解釈については、特定商取引法通達（別添5「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」）に詳しく記載があります。

(2) クレジット業者への対応

住宅リフォーム被害においてクレジット契約を締結している場合には、クレジット業者への対応も必要になります。前提として、まず、個別信用購入あっせん（個別クレジット）、包括信用購入あっせん（包括クレジット）のいずれかについても、リフォーム業者に対して主張できる上記各事由（クーリング・オフ、取消し、解除等）をもって、クレジット業者に対する支払いを拒絶することができます。このことを「抗弁の接続」といいます（包括クレジットにつき、割販法30条の4第1項～4項。個別クレジットにつき、割販法35条の3の19第1項～4項）。ただし、抗弁の接続は、支払いを拒絶しうるとどまり、クレジット業者に対する既払金の返還まで認めるものではありません。

そして、個別クレジットの場合には、住宅リフォーム工事とともに、個別クレジット契約についてもクーリング・オフ、不実告知取消し、過量販売解除ができますので（割販法38条の3の10第1項・38条の3の13第1項・38条の3の12第1項）、これにより既払金の返還を求めることが可能となります（包括クレジットの場合は、このような規定がありませんので、既払金の返還を求めるためには、信義則上の加盟店管理責任や過剰与信禁止義務違反等を主張して、不法行為に基づく既払金の損害賠償請求をするといった別の法律構成が必要になります）。

3 参考判例・参考文献

(1) 参考判例

住宅リフォーム被害に関する裁判例として、①不実告知を理由とする消費者契約法による取消しを認めた事例（東京地判平成17・3・10判例秘書）、②不退去を理由とする消費者契約法による取消しを認めた事例（大分簡判平成16・2・19法ニュース60号59頁）、③慰謝料・弁護士費用まで認めた事例（札幌地判平成17・11・17法ニュース67号193頁、津地判平成20・6・10判例秘書）、④太陽光システム稼働後のクーリング・オフを肯定し、権利濫用の主張は排

斥した事例（名古屋高判平成20・9・10法ニュース79号176頁）、⑤リフォーム会社の代表取締役の監督義務懈怠責任（会社法429条1項）を認めた事例（高松地判平成29・6・13法ニュース113号279頁）、⑥クリーニング・オフの適用除外事由である来訪請求の要件を厳格に解し、消費者からのクリーニング・オフの主張を認めた事例（那覇地判平成30・3・15国民生活2022年3月号28頁）、⑦ペンキ塗装工事の内容が不明確であることを理由に、法定書面不備によるクリーニング・オフを認めた事例（大阪高判平成31・3・14法ニュース120号340頁）、⑧保険請求の援助と建物修繕工事請負契約が一体化されている複合契約において書面不備によるクリーニング・オフを認めた事例（名古屋簡判令和3・3・31法ニュース128号212頁）、⑨客観的に必要性が乏しい床下工事について、勧誘行為に際してフット・イン・ザ・ドア・テクニックが悪用されたことなどを理由に不法行為責任を肯定した事例（大阪高判令和4・9・16法ニュース134号152頁）、⑩火災保険金申請業者に対して書面不備によるクリーニング・オフを認めた事例（水戸地龍ヶ崎支判令和5・2・17法ニュース136号209頁）などが参考になります。

(2) 参考文献

住宅リフォーム被害に関する文献として、①日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『消費者のための住宅リフォームの法律相談 Q&A [補訂版]』（民事法研究会・令和3年）、②安達敏男ほか『消費者法実務ハンドブック [第2版]』（日本加除出版・令和3年）、③愛知県弁護士会「訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールスについて」〈<https://www.aiben.jp/about/katsudou/shohisha/houhan.html>〉、④中崎隆『詳説 特定商取引法・割賦販売法』（きんざい・令和3年）、⑤消費者庁「特定商取引法ガイド」〈<https://www.no-trouble.caa.go.jp/>〉、⑥「消費者庁『訪問販売等の適用除外に関するQ&A』の公表について」消費者問題ニュース202号（令和3年）8頁、⑦「訪問取引お断りステッカーに法的効力を認めた奈良県条例について」消費者問題ニュース179号（平成29年）7頁、⑧「割賦販売法改正の概要」消費者問題ニュース174号（平成29年）5頁以下などが参考になります。

（江口雄一）

【書式1】 通知書（個別信用購入あっせん契約の場合）

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇 御中

株式会社△△△△クレジット 御中

通 知 書

福岡県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

TEL 000-000-0000

FAX 000-000-0000

〇〇〇〇代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

当職は、〇〇〇〇（以下、「通知人」という）の代理人として、株式会社〇〇〇〇及び株式会社△△△△クレジットに対し、以下のとおり通知いたします。

1 経緯について

令和〇年〇月〇日、株式会社〇〇〇〇の営業担当者は、通知人の自宅を訪問し、ガスコンロの修繕をする必要性が全くないにもかかわらず、あたかもその必要性があるかのごとく、虚偽の事実を告げました。そのことで、高齢等のため判断能力が著しく減退した通知人を不安ないし錯誤に陥らせて、かかる心理状態を奇貨として、請負代金〇〇円に及ぶ住宅リフォーム契約を締結させ（以下、「本件契約」という）、株式会社△△△△クレジットとの間で、その代金支払いのためにクレジット契約を締結させました（以下、「本件クレジット契約」という）。

2 本件契約の取消し・解除

本件契約は、通知人の不安をあり、その不安に乗じて締結されています。そのうえ、重要事項について告知もありません。そのため、本書面をもって、消費者契約法4条1項ないし4項に基づき本件契約を取り消します。

加えて、本件契約は、訪問販売に該当するところ、株式会社〇〇〇〇は、本件契約を締結するにあたり、特定商取引法5条が要求する各記載事項を満たした法定書面を交付していません。したがって、いまだクーリング・オフ期間は経過しておりませんので、同法9条に基づいて本件契約を解除いたします。

●編集委員・執筆者一覧●

(50音順)

[編集委員・執筆者]

阿部 航太 (あべ こうた)	桑原 義浩 (くわはら よしひろ)
石田 光史 (いしだ こうじ)	是枝 秀幸 (これえだ ひでゆき)
河内 美香 (かわち みか)	千綿俊一郎 (ちわた しゅんいちろう)
久間 孝平 (きゅうま こうへい)	藤村 元気 (ふじむら げんき)

[執筆者]

青木 歳男 (あおき としお)	寺尾 功 (てらお こう)
朝見 行弘 (あさみ ゆきひろ)	鳥居 玲子 (とりい りょうこ)
荒巻 秀城 (あらかまき ひでしろ)	永長寿美子 (ながおさ すみこ)
井口 夏貴 (いぐち なつき)	仲地 彩子 (なかし あやこ)
梅津奈穂子 (うめつ なおこ)	中野 和信 (なかの かずのぶ)
江口 雄一 (えぐち ゆういち)	中村 匠吾 (なかむら しょうご)
大年 一彦 (おおとし かずひこ)	西岡 里恵 (にしおか りえ)
尾崎 大 (おざき ひろし)	波多江愛子 (はたえ あいこ)
葛西 俊宏 (かさい としひろ)	花田 芳夫 (はなだ よしお)
鐘ヶ江聖一 (かねがえ せいいち)	兵頭 充紀 (ひょうどう みつき)
佐藤 裕介 (さとう ゆうすけ)	廣津 洋吉 (ひろつ ひろよし)
杉垣 朋子 (すぎがき ともこ)	松本 圭司 (まつもと けいし)
瀬戸 伸一 (せと しんいち)	三浦 徳子 (みうら のりこ)
染谷 翼 (そめや つばさ)	南正覚文枝 (みなみしょうがく ふみえ)
曾里田和典 (そりた かずのり)	山田 裕二 (やまだ ゆうじ)
高井 弘達 (たかい こうたつ)	吉井 和明 (よしい かずあき)
田中 圭 (たなか けい)	吉原 洋 (よしはら ひろし)
田上 普一 (たのうえ しんいち)	吉野 泉 (よしの いずみ)
恒川 元志 (つねかわ もとし)	吉田 大輝 (よしだ ひろき)

*本書発刊時現在、寺尾功は公正取引委員会に在籍中

●初版・補訂版の編集委員・執筆者一覧●

(50音順)

[編集委員・執筆者]

石田 光史 (いしだ こうじ)
岡 精一 (おか せいいち)
清水さやか (しみず さやか)
千綿俊一郎 (ちわた しゅんいちろう)

中原 昌孝 (なかはら まさたか)
兵頭 充紀 (ひょうどう みつき)
吉原 洋 (よしはら ひろし)

[執筆者]

相原わかば (あいはら わかば)
青木 歳男 (あおき としお)
朝雲 秀 (あさぐも しげる)
井口 夏貴 (いぐち なつき)
岩熊 豊和 (いわくま とよかず)
梅津奈穂子 (うめつ なおこ)
大神 周一 (おおが しゅういち)
大坪 知弘 (おおつぼ ともひろ)
大庭 康裕 (おおば やすひろ)
尾崎 大 (おざき ひろし)
鐘ヶ江聖一 (かねがえ せいいち)
河内 美香 (かわち みか)
桑原 義浩 (くわはら よしひろ)
小林 正幸 (こばやし まさゆき)
佐藤 向三 (さとう こうぞう)
瀬戸 伸一 (せと しんいち)
世良 洋子 (せら ようこ)

曾里田和典 (そりた かずのり)
高井 弘達 (たかい こうたつ)
武田 彩織 (たけだ さおり)
恒川 元志 (つねかわ もとし)
鳥居 玲子 (とりい りょうこ)
中野 和信 (なかの かずのぶ)
西岡 里恵 (にしおか りえ)
花田 芳夫 (はなだ よしお)
秀島 美穂 (ひでしま みほ)
廣津 洋吉 (ひろつ ひろよし)
松本 圭司 (まつもと けいし)
三浦 徳子 (みうら のりこ)
宮田 卓弥 (みやた たくひろ)
本江 嘉将 (もとえ よしまさ)
森 裕美子 (もり ゆみこ)
山田 達也 (やまだ たつや)
山本 哲朗 (やまもと てつお)

※いずれも初版・補訂版執筆当時、福岡県弁護士会所属

〔編者所在地〕

〒810-0044 福岡県福岡市中央区六本松4-2-5

福岡県弁護士会

TEL 092-741-6416

<https://www.fben.jp/>

消費者事件実務マニュアル〔第2版〕

令和6年1月22日 第1刷発行

定価 本体5,200円＋税

編者 福岡県弁護士会消費者委員会

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。 ISBN978-4-86556-599-7 C2032 ¥5200E

カバーデザイン／袴田峯男